

広島県告示第五百七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法  
第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意が  
あったものと認めた。

平成十九年五月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

区	域
小型合併漁業地御前区域 (地御前漁業協同組合の地区)	総トン数十トン未満の漁船を使用して営む 漁業
区	分